

令 和 7 年 度

森 町 水 防 計 画 書

森 町

水防計画書目次

第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 安全配慮	3

第2章 水防組織

第1節 森町の水防組織	3
-------------	---

第3章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所	5
第2節 重要水防箇所の区分	6
第3節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置	7

第4章 ダム、水門等及びその操作

第1節 ダム、水門等の操作	8
第2節 水防上注意を要する水門等	8

第5章 水防倉庫及び水防資器材

第1節 水防用資器材及び設備の整備	9
-------------------	---

第6章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統	12
第2節 太田川ダム洪水警戒体制時等による通信連絡系統	13

第7章 観測通報

第1節 雨量の観測	14
第2節 水位の観測及び通報	14

第 8 章 気象庁が行う予報及び警報とその措置(共同業務を除く)	
第 1 節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報	16
第 9 章 洪水予報とその措置	
第 1 節 知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	18
第 10 章 水防警報とその措置	
第 1 節 知事が行う水防警報とその措置	19
第 11 章 水位周知河川における水位到達情報	
第 1 節 知事が行う水位周知河川における水位到達情報 の通知及び周知	21
第 12 章 水防活動	
第 1 節 水防配備体制	23
第 2 節 監視及び警戒とその措置	26
第 3 節 水防作業	27
第 4 節 緊急通行	27
第 5 節 水防信号及び標識並びに身分証票	27
第 6 節 水防配備の解除	30
第 13 章 決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置、避難	
第 1 節 決壊・漏水等(被害情報)の通報及び決壊後の処置	31
第 2 節 避難の指示及び避難のための立退き	31
第 14 章 水防てん末報告	34
第 15 章 協力及び応援	
第 1 節 河川管理者の協力	34
第 16 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練	34

付 表

1	水防法	35
2	森町防災会議条例	56
3	森町防災会議委員名簿	58
4	太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報様式	59
5	水防警報発報受報様式（洪水）	65
6	水防警報発報受報様式（津波）	66
7	県管理氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報発表様式	67
8	水防実施状況報告書様式	68
9	災害対策本部編成図	69
10	消防団の位置、配置人数及び管轄区域	70
11	主要施設及び関係機関等一覧表	72
12	水防倉庫及び重要水防箇所等位置図	卷末

第 1 章　総　　則

第 1 節　目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、静岡県知事より指定された指定水防管理団体たる森町が、同法第33条第1項に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管下河川の洪水、内水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

第 2 節　用語の定義

1 水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する市町又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合をいう。

2 指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。

3 水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体である市町の長又は水防事務組合の管理者をいう。

4 洪水予報河川（法第11条）

知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

太田川については、この洪水予報河川の指定を受けている。

5 洪水予報（法第11条）

洪水予報河川について、知事と気象庁長官が共同で洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は、流量を示して洪水の予報等を行う。

6 水防警報河川（法第16条）

知事が洪水により相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川をいう。

太田川については、この水防警報河川の指定を受けている。

7 水防警報（法第2条第8項、法第16条）

知事が、水防警報河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

8 水位周知河川（法第13条）

知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

9 水位到達情報

知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことを行う。

10 水防団待機水位（通報水位）（法第12条第1項）

洪水又は高潮のおそれがある場合に、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めた水位の状況を関係者に通報しなければならない水位で、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。

11 泛濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位をいう。

12 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、水防管理者（町長）の高齢者等避難の発表の目安となる。

13 泛濫危険水位（法第13条第1項及び第2項）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であって、水防管理者（町長）の避難指示の発令判断の目安となる水位をいう。水位周知河川においては、洪水特別警戒水位に相当する。

14 洪水特別警戒水位（法第13条第1項及び第2項）

洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であって、氾濫危険水位に相当する水位をいう。知事が指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

15 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第 3 節 安全配慮

洪水等において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は、下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- ・ 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動時にはラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

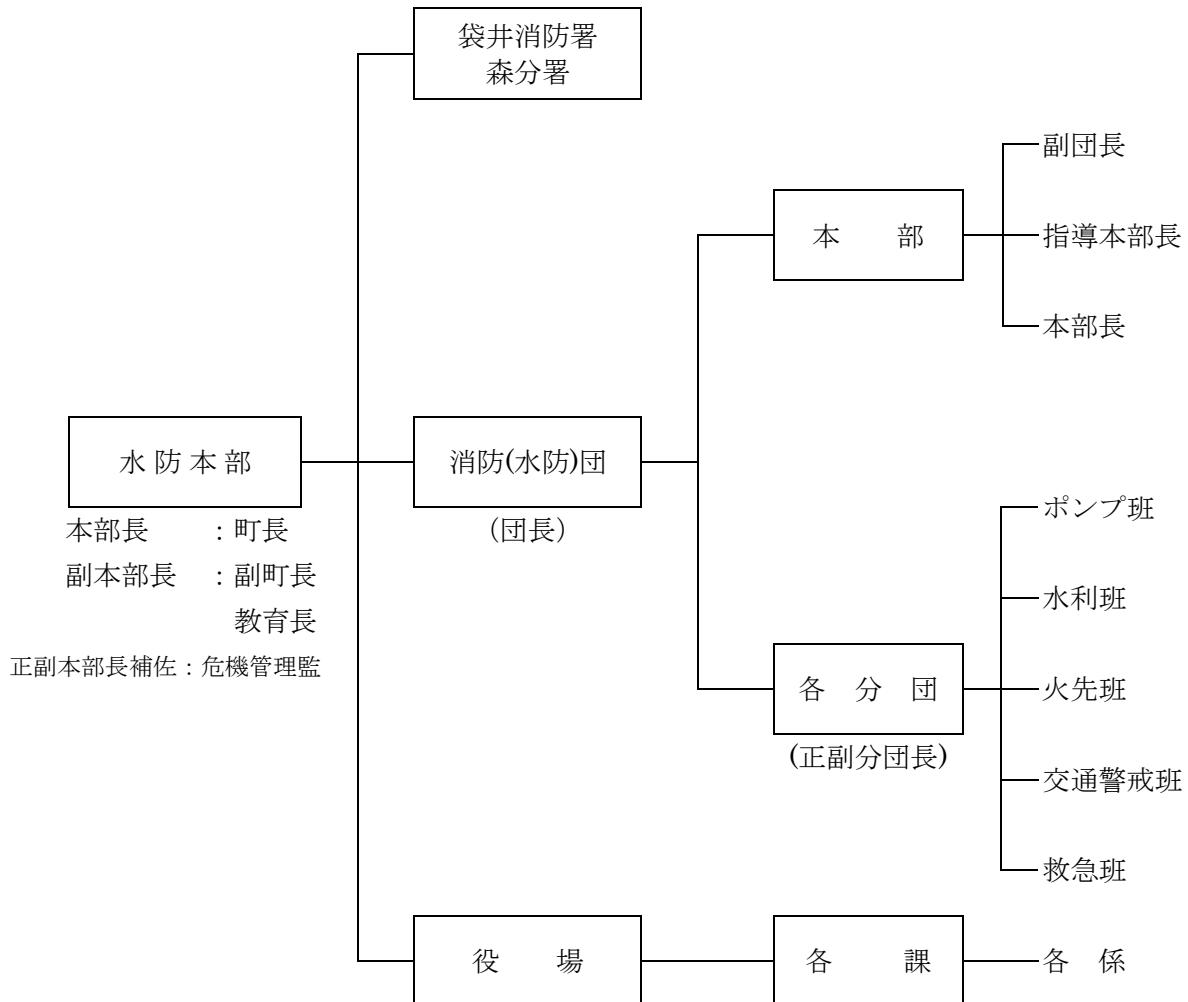
第 2 章 水防組織

第 1 節 森町の水防組織

水防業務に関係ある気象情報・注意報・警報等により洪水のおそれのあるときから、水害による危険が解除されるまでの間、次の組織により水防業務を行う。

ただし、町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

1 組織系統



2 業務分担

- 水防本部長
水防業務全般の計画及び緊急対策の樹立
- 副本部長
水防本部長の業務を代理し、補佐する。
- 正副本部長補佐
水防正副本部長の補佐を行う。
- 消防(水防) 団長
主として災害防止及び警戒にあたるものとし、消防（水防）団本部及び各分団を通じてその業務を行わせる。
- 消防(水防) 団本部
団長の命を受け、主として水防本部において各分団との連絡調整の業務にあたる。
- 正副分団長
団長の命を受け、分団内の各班をして水防活動の業務を行わせる。
- 部長及副部長
分団長の指令を受け、部内の各班をして水防活動の業務を行わせる。
- 班長及団員
部長及び副部長の指揮により、水防業務を行う。
- 自主防災会
水防本部長又は団長、分団長の依頼及び自主防災会長からの指示及び自主防災会長の判断により、管轄地域の災害の未然防止及び被災地の応急復旧等のために必要な水防活動を遂行

する。

水防本部等からの被害状況調査及び資材提供等の依頼に協力する。

○ 各班

自主防災会の指示により、それぞれ定められた業務を遂行する。

3 連絡系統

(1) 風水害等に関するすべての情報・指令・通報は水防連絡系統により行う。

なお、分団別の連絡先は、消防（水防）団待機場所及び連絡先資料（4-4-1）を参照のこと。

(2) 通報連絡は原則として電話を使用するが、不通の場合自動車又は徒步等による連絡を行うものとする。

ただし、消防本部（署）及び消防（水防）団の情報連絡は、防災行政無線を活用する。

(3) 公衆電話を使用する場合は、その迅速化を図るため「優先接続」の必要があるので、市外局番なしの「102」にダイヤルし、申込みの際はオペレーターに「非常通話」と付け加えること。

(4) 通信連絡の方法は次のとおり行うものとする。

ア 気象台及び放送局の発表による気象情報又は県水防本部及び水防組合からの指令並びに水防情報等は、消防本部が受信したときは、消防長を通じて水防本部長に伝達する。

イ 水防本部長が発する情報及び指令は、消防長又は消防（水防）団長を通じて消防本部がそれぞれ下部組織に伝達する。

ウ 予報、注意報、警報等の情報は必要に応じて水防本部長から消防（水防）団長を通じて各分団、各自主防災会、各学校等にそれぞれ伝達する。

エ 配備指令及び必要な指令は、水防本部長から消防（水防）団長を通じて各分団長に指令する。

オ 避難及び立退きの指令は、水防本部長から消防（水防）団長を通じ当該分団長に指令する。ただし、急を要する場合は、その地域に配属されている分団長に直接指令することができる。

カ 各分団は、それぞれ連絡員を現場本部及び災害現場に配置させ、本部指令の受理及び現地の状況報告を遅滞なく行う。

第 3 章 重要水防箇所

第 1 節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所は表3-1のとおりである。

表3-1 重要水防箇所一覧

番 号	河川名	位 置		延 長 (m)	水 防 工 法	注意を要 する理由	水 防 倉 庫	重 要 度
		市 町	大 字					
A-1	小 薮 川	森	谷 中	500	積土のう工	断面狭小	市場第13号	B

第 2 節 重要水防箇所の区分

水防注意箇所の重要度は、水防活動の指針であるとの考え方から、背後地の重要性を考慮したうえで洪水出水期中の巡回の必要度頻度を表 3-2、表 3-3 のように定める。

表 3-2 洪水出水期中の巡回の必要度頻度

種類	内容
重要度 A	洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 (すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視に当る)
重要度 B	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る)

表 3-3 重要水防箇所評定基準

重要度 A	重要度 B
<p>時間雨量 30 mm/h、日雨量 130 mm/日相当の降雨 (基準流量)に対し、下記事項により施設被害の想 定規模が 200 戸以上の家屋に及ぶと予想される 箇所</p> <p>(機能度及び耐用度)</p> <ol style="list-style-type: none">流下能力がないもの(基準流量が現況流下 能力を越えるものについて注意箇所に指 定)漏水、洗掘が予想される箇所取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害 等が認められ、被害が予想される箇所樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老 朽化し、被害が予想される箇所 <p>以上どれか 1 つに該当する場合、重要度 A に指定 する。</p>	<p>時間雨量 50 mm/h、日雨量 200 mm/日相当の降雨 (基準流量)に対し、下記事項により施設被害の想 定規模が 25 戸以上の家屋に及ぶと予想される 箇所</p> <p>(機能度及び耐用度)</p> <ol style="list-style-type: none">流下能力がないもの(基準流量が現況流下 能力を越えるものについて注意箇所に指 定)漏水、洗掘が予想される箇所取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害 等が認められ、被害が予想される箇所樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老 朽化し、被害が予想される箇所 <p>以上どれか 1 つに該当する場合、重要度 B に指定 する。</p>

第 3 節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置

湛水注意箇所は、表3－4のとおりである。

表3－4 湛水注意箇所一覧

位 置	関係河川名	湛 水 面 積	摘 要
森町森地内	太田川	60.0ha	

第 4 章 ダム、水門等及びその操作

第 1 節 ダム、水門等の操作

ダム及び水門等の管理者は、洪水予警報、水防警報等の通知を受けたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水のおそれがあると認めたときは、それを定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行う。特に放流の影響がきわめて大きいダム等の操作にあたっては、下流地域の水防管理者等に迅速に連絡を行うものとする。

なお、ダムの緊急時の措置に関する情報伝達については、第 6 章通信連絡「第 2 節太田川ダム洪水警戒体制等による通信連絡系統」による。

水防上重要なダムは、表 4-1 のとおりである。

表 4-1 水防上重要なダム

番 号	河川名	ダム名	位 置		施設操作管理者	
			市 町	大 字	氏 名	電 話
C-1	太 田 川	太田川ダム	森	亀久保	袋井土木 事務所	0538- 42-3211

第 2 節 水防上注意を要する水門等

水防上重要な水門等は、表 4-2 のとおりである。

表 4-2 水防上重要な水門

番 号	河川名	樋 門 名	位 置		施設操作管理者		摘 要
			市 町	大 字	氏 名	電 話	
D-1	三 倉 川	城下樋門	森	城 下	森町 建設課	85-6325	鋼製スルース手動
D-2	一 宮 川	片瀬水門	森	一 宮	森町 建設課	85-6325	鋼製スルース手動
D-3	一 宮 川	大久保水門	森	一 宮	森町 建設課	85-6325	鋼製スルース手動

第 5 章 水防倉庫及び水防資器材

第 1 節 水防用資器材及び設備の整備

1 水防倉庫の設置状況（図面参照）並びに、これに備蓄されている水防用資器材の整備状況は、表 5－2 のとおりである。

2 水防管理者は、資材の確保のため水防地域近在の竹木等の所在、各農家、農業倉庫等の手持数量の概況等を把握し、緊急時の補給に備えると共に備蓄資器材が使用又は、損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。

水防倉庫に備蓄する資器材の基準は、表 5－1 のとおりとする。

表 5－1 水防倉庫に備蓄する資器材の基準

品目	杭木	土のう袋	繩	鉄線	蛸木	掛矢	担架	ショベル	つるはし	鋸	斧	ペンチ	照明具	救命綱
単位	本	俵	kg	kg	丁	丁	本	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本
数量	500	1,000	250	100	5	10	20	30	3	5	5	5	5	5

但し、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

3 水防管理者は、自らの備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、県の備蓄資器材を使用する場合には、水防区長（袋井土木事務所長）に要請し承認を受けるものとする。

表 5-2 水防用資器材整備状況

対象番号	河川名	水防倉庫		位 置		管 理 者	資					
		名 称	面積m ²	市 町	大 字		杭	鉄	麻	土のう	土大のう型	
							木	杭	袋	枚	枚	
							本	本	枚	枚	枚	
22	太田川	市場 第13号	33.00	森	市場	森町長	560	0	35	1,150	0	
23	一宮川	片瀬 第15号	33.00	森	一宮	森町長	365	0	0	800	0	
24	太田川	上川原 第18号	33.00	森	円田	森町長	530	0	15	660	0	

材			器												材		
繩	鉄線	シリルニット	掛矢	ハンマー	ショベル	ジヨレン	石簀	つるはし	くわ	鋸	斧	鎌	ペンチ	照明具	担架	救命綱	
kg	kg	枚	丁	丁	丁	丁	ケ	丁	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本	本	
15	150	0	8	7	18	19	28	2	0	6	1	10	8	0	0	2	
5	104	0	7	5	14	13	10	1	11	3	1	7	3	0	0	0	
13	100	0	7	4	34	11	21	1	0	3	0	14	2	0	0	1	

第 6 章 通信連絡

第 1 節 水防通信連絡系統

水防時に必要とする連絡用の電話及びFAX等の通信系統は、図6-1のとおりである。

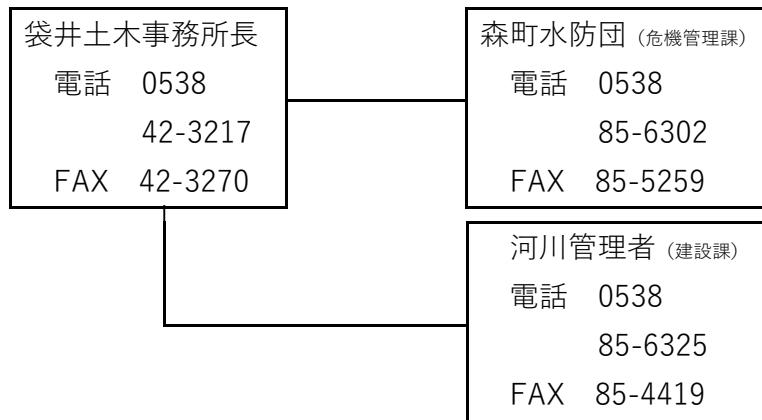


図6-1 水防管理者と下部機関との通信連絡系統図

第 2 節 太田川ダム洪水警戒体制時等による通信連絡系統

太田川ダム洪水警戒体制時及び放流時における関係機関との連絡用の電話及びFAX等の通信系統は、図 6－2 のとおりである。

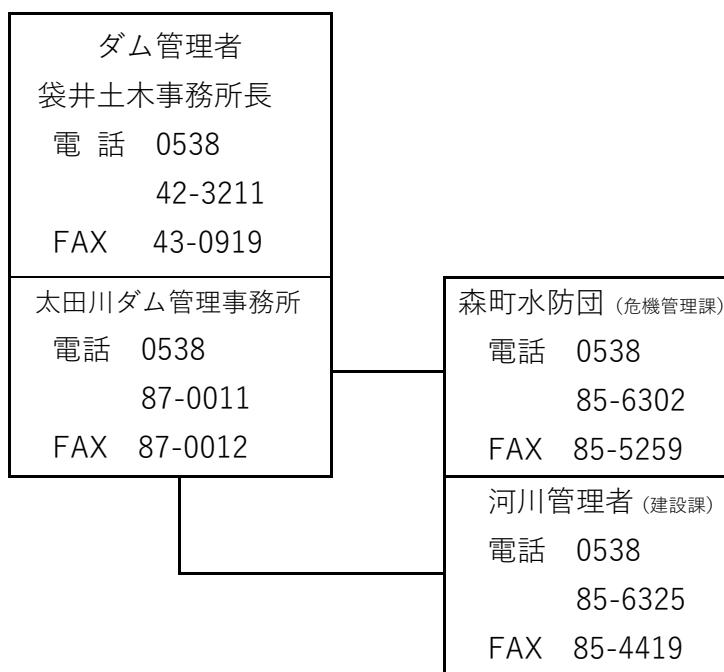


図 6－2 洪水警戒体制時等による通信連絡系統図

(洪水警戒体制時)

- (1) 静岡地方気象台から森町において降雨に関する警報が発せられたとき。
- (2) 太田川ダムの流域内にあるいずれかの雨量観測所において 24 時間雨量が 90mm に達したとき。
- (3) その他、所長が必要と認めたとき。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

- (4) ダム本体及び貯水池等について調査又は補修を行う必要があるとき。
- (5) その他やむを得ない必要があるとき。

第 7 章 観測通報

第 1 節 雨量の観測

管内の雨量観測所は、表 7-1 のとおりである。

表 7-1 管内の雨量観測所

観測所名	流域 河川名	位 置		観測者名	観測開始 年月日*	既往最大 日雨量(mm)	摘要
		市 町	大 字				
(テレ) 大河内	三倉川	森	三倉	(テレ) 袋井土木事務所	S29.9. 1 (S52.4. 1)	492.0	
(テレ) 天方	太田川	森	森	(テレ) 袋井土木事務所	S36.9. 1 (S55.3. 1)	337.0	
(テレ) 太田川ダム 管理所	太田川	森	亀久保	(テレ) 袋井土木事務所	H20.2. 1 (H20.2. 1)		

* () は、テレメータ観測開始年月日

第 2 節 水位の観測及び通報

水防区長は、県で管理する水位観測所(表 7-2)の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えた場合、次の各号について速やかに流域の水防管理団体に通報する。通報を受けた場合、水防管理者は、水防団へ通報する。なお、通報については、第 6 章通信連絡「第 1 節水防通信連絡系統」によるものとする。

- (1) 水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び通報水位以上にある間の各時間毎の水位
- (2) 水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したときの時刻
- (3) 水位が最高水位に達した水位とその時刻
- (4) 泛濫注意水位(警戒水位)又は水防団待機水位(通報水位)を下回ったときの時刻

表 7-2 管内の水位観測所

観測所名	流域 河川名	位 置		水防団 待機 水位 (通報)	氾濫 注意 水位 (警戒)	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位 (危険)	種別	観測 区分	観測者名	電話番号
		市町	大字								
天方	太田川	森	森	1.40	1.90	2.40	2.80	(テレ) 自記	定時	袋井土木 事務所	0538- 42-3217
吉川	太田川	森	問詰	1.50	2.0			(テレ) 自記	定時	袋井土木 事務所	0538- 42-3217

観測所名	流域 河川名	位 置		水防団 待機 水位 (通報)	氾濫 注意 水位 (警戒)	避難 判断 水位	氾濫危 険水位 (洪水 特別警 戒)	種別	観 測 区分	観測者名	電話番号
		市町	大字								
市場橋	太田川	森	飯田					(テレ) 自記	定時	袋井土木 事務所	0538- 42-3217
円田	太田川	森	上川原					(テレ) 自記	定時	袋井土木 事務所	0538- 42-3217
常盤橋	三倉川	森	大鳥居					(テレ) 自記	定時	袋井土木 事務所	0538- 42-3217

第 8 章 気象庁が行う予報及び警報とその措置（共同業務を除く）

第 1 節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

気象予報

気象業務法の規定に基づき、水防活動のために発表される注意報、警報の種類及び発表基準は表 8-1 のとおりである。

表 8-1 水防活動のために発表される警報等の種類とその発表基準

種類		発表基準
注意報・警報	水防活動の利用に適合するもの	大雨注意報 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表 8-2 に該当する場合である
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表 8-3 に該当する場合である
	大雨警報又は大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表 8-4、表 8-7 に該当する場合である
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表 8-5 に該当する場合である

警報等は上記の基準に達すると予想される場合に発表される。

表 8-2 大雨注意報の発表基準

市町等	市町等をまとめた地域	表面雨量指數基準	土壌雨量指數基準
森町	遠州南	14	93

※ 表の見方については、大雨及び洪水警報・注意報基準(表 8-6)を参照

表 8-3 洪水注意報の発表基準

市町等	市町等をまとめた地域	流域雨量指數基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
森町	遠州南	三倉川流域=12、一宮川流域=9.6	太田川流域= (13, 22.1)	太田川水系太田川・原野谷川 【天方・新貝・山名】

※ 表の見方については、大雨及び洪水警報・注意報基準(表 8-6)を参照

表 8-4 大雨警報の発表基準

市町等	市町等をまとめた地域	表面雨量指數基準	土壌雨量指數基準
森町	遠州南	21	159

※ 表の見方については、大雨及び洪水警報・注意報基準(表 8-6)を参照

表 8-5 洪水警報の発表基準

市町等	市町等をまとめた地域	流域雨量指數基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
森町	遠州南	三倉川流域=15.1、一宮川流域=12.2	-	太田川水系太田川・原野谷川 【天方・新貝・山名】

※ 表の見方については、大雨及び洪水警報・注意報基準(表 8-6)を参照

表8－6 大雨及び洪水警報・注意報基準の見方

- (1)表面雨量指数基準は、市町等の域内において单一の値をとる。
- (2)土壤雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壤雨量指数基準には、市町内において基準値の最低値を示す。
- (3)洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (4)洪水の欄中、複合基準は(表面雨量指数基準、流域雨量指数基準)の組み合わせによる基準値を表す。

<参考> 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれがある場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報(特別警報)(表8－7)をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般的の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

表8－7 静岡地方気象台発表の特別警報の発表基準

種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

第9章 洪水予報とその措置

第1節 知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

知事が指定した河川について気象庁長官と共同して知事が行う洪水予報を、次に示す計画に基づき水位を示して発表する。

1 洪水予報を行う河川名及びその区域

表9-1 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
太田川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
	右岸 リ

2 洪水予報の対象となる水位観測所と受け持ち区間

表9-2 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒危険水位) (m)
太田川	天方	森町森 26-23	1.90	2.40	2.80

河川名	観測所名	受け持ち区間
太田川	天方	三倉川合流点から敷地川合流点まで

3 洪水予報発表者

表9-3 洪水予報の発表者

担当官署	発表責任者
袋井土木事務所	袋井土木事務所長
静岡地方気象台	静岡地方気象台長

4 洪水予報の発表及び解除の基準

表 9－4 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき袋井土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

5 洪水予報の通知

表 9－5 洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者
太田川	袋井土木事務所長 静岡地方気象台長	森町長

水防管理者から各市町水防区及び水防団への通知については、第6章通信連絡「第1節水防通信連絡系統」による。なお、通知は、別添太田川水系太田川原野谷川洪水予報様式によるものとする。

第 10 章 水防警報とその措置

第 1 節 知事が行う水防警報とその措置

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、太田川（支川原野谷川を含む）については袋井土木事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水位、流量等を示して、水防上の警報を発表する。

1 水防警報を行う河川名及びその区域

表 10-1 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名	区域			区域延長(m)
太田川	幹川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 //		

2 水防警報の対象とする水位観測所

表 10-2 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	既往最高水位(m)	現況堤防高(m)	堤内地盤高(m)
幹川	天方	森町森	河口より 21.5km	1.40	1.90	2.40	2.90	左 4.7 右 4.5	左 2.6 右 3.4
太田川									

3 水防警報発表者

表 10-3 水防警報発表者

河川名	発表者	責任者官職名
太田川	袋井土木事務所	袋井土木事務所長

4 水防警報発表及び解除の基準

表 10-4 静岡県水防警報発表及び解除の基準

種類	内容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇の恐れがありかつ出動の必要が予測されるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき
----	------------------------------	---------------------------

5 水防警報の通知は、次表のとおりとする。

表 10-6 水防警報の通知

河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	連絡方法	
				発報担当者	受報担当者
太田川	天方	袋井土木事務所長	森町	電話 0538-85-6302(危機管理課) FAX 0538-42-3270	電話 0538-85-6325(建設課) FAX 0538-85-5259(危機管理課) 0538-85-4419(建設課)

水防区長から各市町及び水防団への通知については、第6章通信連絡「第1節水防通信連絡系統」による。また通知は、別添水防警報発報受報様式（洪水）によるものとする。

第 11 章 水位周知河川における水位到達情報

第 1 節 知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

知事が指定した水位周知河川（敷地川、彷彌川、今ノ浦川、逆川、宇刈川）における水位到達情報は、袋井土木事務所長が水防管理者に通知する。氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は可能な範囲で行うこととする。

1 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域は、表 11-1 のとおりとする。

表 11-1 知事が指定した水位周知河川名及びその区域

水系名	河川名	区域	区域延長
太田川	支川 (敷地川)	左岸 磐田市大当所梨の木橋から太田川合流点まで 右岸 磐田市大当所梨の木橋から太田川合流点まで	8,300m

2 水位周知河川における水位到達情報の通知は、表 11-2 のとおりとする。

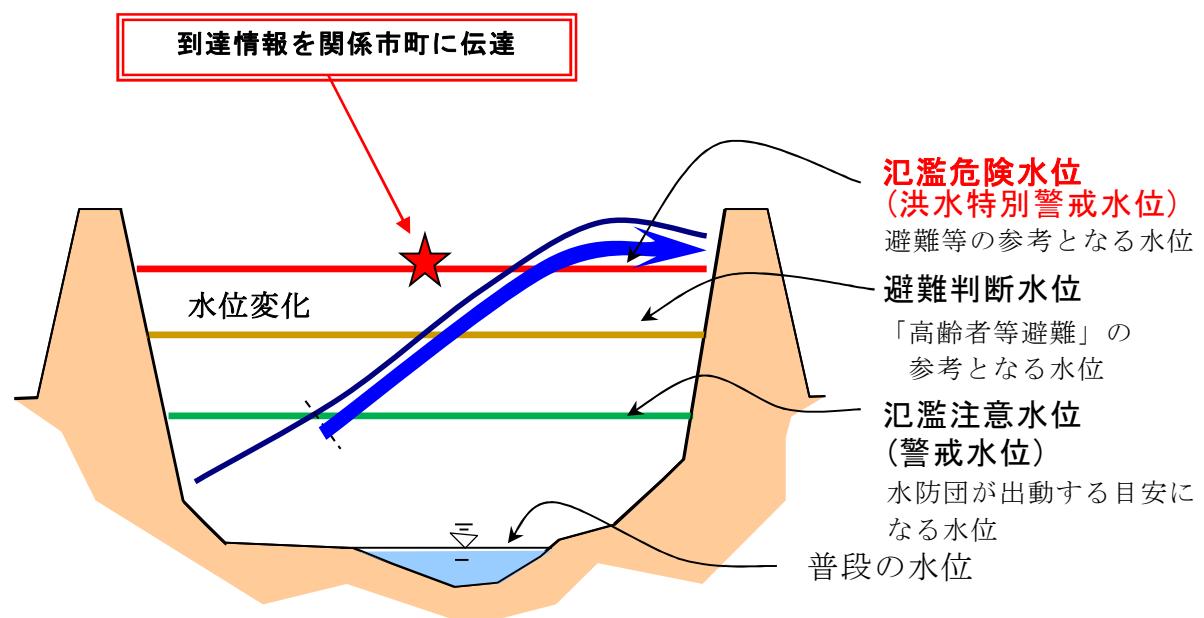
表 11-2 水位周知河川における水位到達情報の通知

河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者
太田川	支川 (敷地川)	笠梅橋	袋井土木事務所長 磐田市長・袋井市長・森町長

水防区長から各市町及び水防団への通知については、第6章通信連絡「第1節水防通信連絡系統」による。また通知は、別添水防警報発報受報様式（洪水）によるものとする。

3 沈没危険水位(洪水特別警戒水位)の基準

沈没危険水位(洪水特別警戒水位)は、沈没注意水位(警戒水位)を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難勧告の発令、情報伝達及び避難を完了させることができるとなるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第13条) 水防管理者において、沈没危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。



4 沈没危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報の通知

別添県管理河川沈没危険水位(洪水特別警戒水位)情報発表様式により、沈没危険水位(洪水特別警戒水位)に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

5 沈没危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報を発表しない場合の処置

理由を付し関係者に通知する。

第 12 章 水防活動

第 1 節 水防配備体制

1 森町の非常配備

森町の非常配備については、表 12-1 のとおりである。

表 12-1 森町の非常配備

配 備 区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
事 前 配 備 (災害準備態勢)	<ul style="list-style-type: none">対象河川が水防団待機水位を超えることが確実となった場合大雨警報又は洪水警報が発表された場合【警戒レベル 3 相当】	<ul style="list-style-type: none">危機管理監危機管理係危機管理監が必要に応じて招集する職員
第 1 配 備 (災害注意態勢)	<ul style="list-style-type: none">対象河川が氾濫注意水位を超えることが確実となった場合管内の雨量観測所の累加雨量が 300 mm を超えた場合台風情報で、台風の暴風域が 24 時間以内にかかると予想される場合	<ul style="list-style-type: none">本部長副本部長正副本部長補佐危機管理部（総括班、地区防災班）総務部（庶務班、動員班、情報班）政策企画部（政策企画班、広報班）各部長が必要に応じて招集する本部職員
第 2 配 備 (災害警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none">対象河川が避難判断水位を超えることが確実となった場合台風情報で、台風の暴風域が 12 時間以内にかかると予想される場合土砂災害警戒情報【警戒レベル 4 相当】が発表された場合	<ul style="list-style-type: none">本部長副本部長正副本部長補佐本部員班長第 1 配備態勢の班員各部長が必要に応じて招集する班員
第 3 配 備 (災害対応態勢)	<ul style="list-style-type: none">氾濫危険水位を超えることが確実となった場合住家への土砂災害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none">全職員
解 除	水位が下降して水防活動の必要が無くなったとき	

2 水防団（消防団）に対する非常配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合。この場合には、速やかに所轄する水防区長を経由して県水防本部長に報告をしなければならない。

(2) 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報の伝達を受けた場合。

(3) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があつた場合。

水防団（消防団）の非常配備については、表 12-2 のとおりである。

表 12-2 水防団（消防団）の非常配備

配 備 区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
待 機	1. 水防に關係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき	水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団（消防団）の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	水防団（消防団）の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき	

水防上の注意事項

1. 洪水においても、水防活動（避難誘導や水防作業）の実施にあたり、水防団員自身の安全は確保しなければならない。
2. 出動の際は、必要に応じ、水防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。
3. 水防団員（消防団員）は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
4. 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
5. 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。
6. 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動搖させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。
7. 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滯水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。
8. 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
9. 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。

3 ダム事前放流に係る配備体制

ダム管理者が事前放流を実施する場合には、水防区長は、表 12-3 の基準により、ダム事前放流実施に係る配備を執るものとする。

表 12-3 ダムの事前放流に係る配備基準

配備区分	配備基準	配備要員
ダム事前放流実施に係る配備	ダム管理者から事前放流を実施するとの通知がされ、水防団待機水位に達する恐れがあるとき	1. 2名体制 2. 状況に応じて事務局次長及び係長が加わる（3～4名体制）
解除	事前放流を実施する見込みがなくなったとき (第1次事前配備が発令されたときは配備体制を移行する)	

水防上の注意事項

1. 配備要員は、交代者と引継ぎを完了して業務を終了すること。
2. 交代者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

4 水防団出動可能人員及び管轄地域

森町の水防団出動可能人員は表 12-4 のとおりである。また、管轄地域については、別添区域図による。

表 12-4 当町の水防団出動可能人員

市町	水防管理団体	水防団		水防区域	河川		摘要
		団長名	団員数		区別	延長(m)	
森	森町	河口 誉	296 (296)	森町全域	2 級河川 準用河川 普通河川	57,800 37,940 120,680	

※ 団員数の（ ）内は、水防団員の総数

第 2 節 監視及び警戒とその措置

1 監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを探めることのできるものとする。

2 警戒

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、県から非常配備体制が指令されたとき、または気象等の悪化が予想されるとき等は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防区長（土木事務所長）及び河川等の管理者に報告し、水防区長は県水防本部長に報告するものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂または沈下
- (3) 川側（又は海側）堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ

- (5) 排水門・取水門・こう門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第 3 節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第 4 節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 5 節 水防信号及び標識並びに身分証票

1 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、表12-4のとおりである。

- (1) 信号は適当の時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号及び同報無線を併用する。
- (3) 前記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること。

表 12-4 水防信号

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 約15秒 約5秒 約15秒 休止 ○— 休止
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべき事を知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 約6秒 約5秒 約6秒 休止 ○— 休止
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべき事を知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 約5秒 約10秒 約5秒 休止 ○— 休止
第4信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべき事を知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○— 約5秒 約1分 約5秒 休止 ○— 休止
注意	1 信号は、適切な時間継続すること。 2 必要があれば警鐘、サイレン信号を併用することをさまたげない。 3 危険が去った時は、口頭伝達により周知させるものとする。		

2 水防標識

水防法第18条の規定による水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、図12-1～2のとおりとする。

(1) 水防優先通行車馬標識

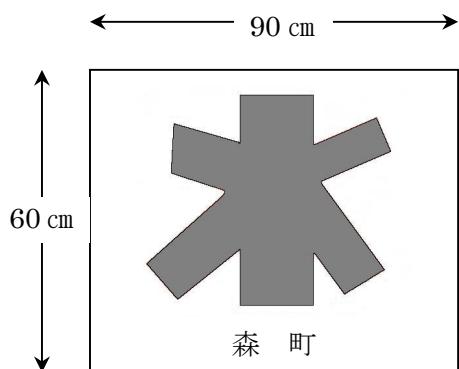


図12-1 車馬標識

(2) 本部員腕章

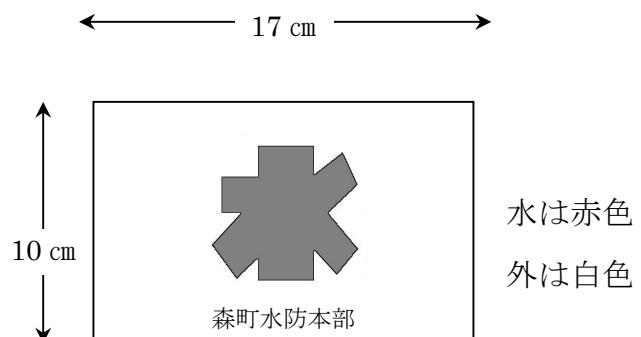


図12-2 腕章

3 身分証票

森町の水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者の身分証票は、図12-3～4のとおりとする。

川組第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に入ることが できる者であることを証する。	
令和 年 月 日	
森町管理者 太田康雄	

図12-3 身分証票(表)

- (1)本証は水防法第49条第2項による立入証である。
- (2)本証の身分に変更があったときはすみやかに訂正を受けること。
- (3)記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4)本証の身分を失ったときはすみやかに返還すること。

図12-4 身分証票(裏)

第6節 水防配備の解除

1 水防管理団体の配備の解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、所管する水防区長(土木事務所長)を経由して県水防本部長に報告するものとする。

2 水防団及び消防団等の配備の解除

(1)水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。

(2)水防団員及び消防団員は、1による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

(3)水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

(4)使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 13 章 決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置、避難

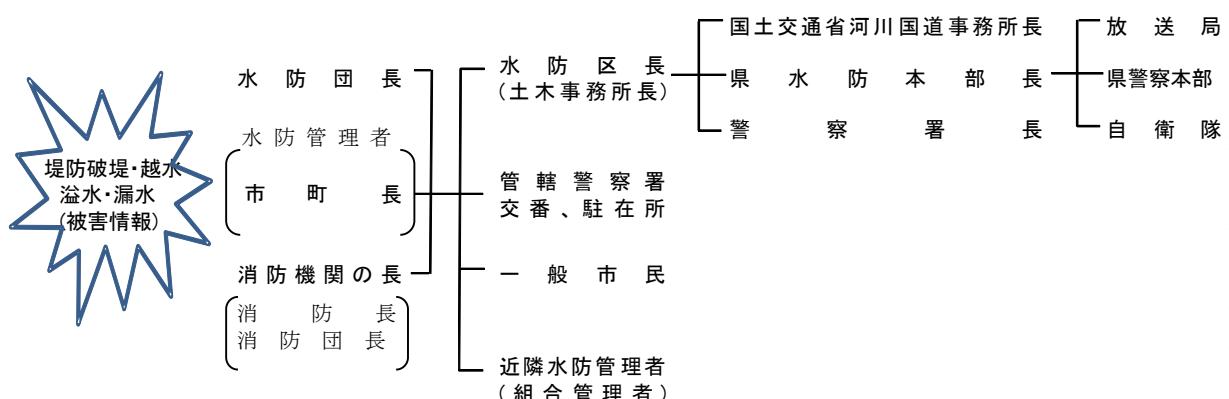
第 1 節 決壊・漏水等（被害情報）の通報及び決壊後の処置

1 堤防等が決壊し又はこれに準すべき事態が発生した場合は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長はすみやかに必要と認める区域の居住者、水防区長（土木事務所長）、管轄警察署又は交番・駐在所及び隣接水防管理者に通報するものとする。

なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

2 この通報を受けた隣接水防管理者は、さらに、氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

3 決壊箇所については、水防管理者、水防団長、消防機関の長、及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。



第 2 節 避難の指示及び避難のための立退き

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、水防管理者は、すみやかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。なお、報道機関等、水防信号又はその方法を利用し、迅速かつ的確に指示するものとする。
- 2 水防管理者が、立退き又は準備を指示するときは、遅滞なく、当該区域を管轄する警察署長へ通知するとともに、水防区長（土木事務所長）を経由して県水防本部長へその旨を報告しなければならない。

3 水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、当該区域を管轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。水防管理者は、危険箇所に対応する避難場所、避難指示者及び避難責任者（避難誘導者）を明示し、事前に一般に周知せしめておくものとする。

4 避難のための立退き計画は、表 13-1 のとおりである。

表 13-1 避難のための立退き計画

市町名	避 難 地 区	避 難 先 ()内は補助施設	収 容 人 員	避 難 指 示 者	避難責任者 (避難誘導者)
森	黒田、三倉、中村、上野平、大河内、木根、乙丸、大府川、中野、大久保、田能	旧三倉小学校	266	森町長	第1分団長
〃	葛布、西俣、黒石	旧泉陽中学校	424	〃	〃
〃	大鳥居、間詰、鍛治島、亀久保、嵯塚	旧天方小学校	316	〃	〃
〃	城下上、城下下、赤松、川向、本丁、川久保、大上、橘、薄場	森中学校	751	〃	第2分団長
〃	開運町、明治町、新町、仲横町、川原町、南町	森小学校	864	〃	〃
〃	本町、下宿、大門、向天方上、向天方下	森町総合体育館	656	〃	〃
〃	栄町上、栄町中	遠江総合高等学校	280	〃	〃
〃	西幸町、促進住宅森	森町文化会館	177	〃	〃
〃	片瀬	一宮総合センター	80	〃	第3分団長
〃	草ヶ谷、円田、中川上、西組	旭が丘中学校	699	〃	第4分団長
〃	米倉、大久保、赤根、谷崎、宮代西、宮代東、谷中、中川下	宮園小学校	806	〃	第3・4分団長
〃	牛飼	園田総合センター	79	〃	第4分団長
〃	市場、下飯田、中飯田、上飯田、東組、若宮、鴨谷、福田地、戸綿、北戸綿、南戸綿	飯田小学校	811	〃	第5分団長
〃	城北、梶ヶ谷	飯田総合センター	64	〃	〃

第 14 章 水防てん末報告

1 水防管理者は、洪水等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときは、別添水防実施状況報告書により、水防活動実施後 10 日以内に水防区(土木事務所)を経由し、県水防本部長に報告するものとする。

第 15 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

1 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

- (1) 河川に関する情報(河川の水位)の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、
河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

第 16 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

1 水防管理団体の水防計画の策定

- (1) 指定水防管理団体は、静岡県水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更し、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
- (2) 水防計画は、各種の事態を想定してできる限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、または変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

2 水防管理団体の水防訓練

- (1) 指定水防管理団体は、毎年 1 回以上、県の指導により水防団及び消防機関と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。
- (2) 水防管理団体が主催する水防研修や中部地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

付 表

付 表

水防法

昭和24年6月4日

法律第193号

最終改正 令和3年11月1日法律第31号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できることによる出水をいう。

- 2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。
- 3 この法律において「水防管理者」とは水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。
- 5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。
- 6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第4章までにおいて同じ。）の活動、1の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第7条第3項において同じ。）及び同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の23第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
- 7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする1の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならぬ。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安

全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 2以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

- 第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。
- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対し意見を述べることができる。
 - 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
 - 4 会長は、都道府県知事をもって充てる。委員は関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
 - 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

（河川等の巡視）

- 第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

- 第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社そ

の他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 國土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により國民經濟上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氣象廳長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により國土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、氣象廳長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、氣象廳長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（國土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条 國土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により國民經濟上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により國土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに

都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第14条の2において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとす

る。

- 1 第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川
- 2 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第1項の規定により指定した河川

- 3 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
 - 1 第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川
 - 2 特定都市河川浸水被害対策法第3条第4項から第6項までの規定により指定した河川
 - 3 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
 - 3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
 - 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第14条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあっては、第13条の2第1項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 1 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設
- 2 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 3 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項の規定により指定され、又は同条第4項、同条第5項において準用する同条第3項若しくは同条第6項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 4 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水等の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、国土交通省で定めるところに

より、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあっては、第13条の2第2項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 1 第13条の2第2項の規定による指定に係る排水施設
- 2 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 3 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第4項から第6項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 4 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 5 前2項の規定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 6 都道府県知事又は市町村長は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあっては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 7 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第14条の3 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 1 第13条の3の規定により指定した海岸
- 2 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるも

のとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

1 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項又は第11条の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第13条第1項若しくは第2項、第13条の2又は第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

4 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

1 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第7項に規定する自衛水防組織の構成員

2 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第7項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつ

ては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。) を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項

2 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項
(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であってその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する2以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第1項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならぬ。

9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合におい

て、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第15条の6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帶状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 前3項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第15条の7 水防管理者は、前条第1項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参照して、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け

出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第1項の規定による届出があった場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 1 国土交通大臣
 - 2 当該河川の存する都道府県の知事
 - 3 当該河川の存する市町村の長
 - 4 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 5 当該河川の河川管理者
 - 6 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 7 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 1 当該都道府県知事
 - 2 当該河川の存する市町村の長
 - 3 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 4 当該河川の河川管理者
 - 5 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 6 第2号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第3項及び第3項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第15条の12 河川管理者は、第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係ある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急

の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることがある。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

2 國土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、

水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第31条 2以上の都府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第32条 國土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 1 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 2 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 國土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第1項の規定により國土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第21条第1項中「水防団長、

水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第19条第2項及び第28条第3項中「水防管理団体」とあるのは、「国」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならぬ。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第3号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第4章 指定水防管理団体

(水防計画)

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあっては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあっては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第7条第2項から第4項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各号に定めるものほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第5章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができます。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

2 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

3 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

4 水防に関する調査研究を行うこと。

5 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域に属する都道府県知事にあっせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあっせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律による都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雜則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病

気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令に定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、報償を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属するものをして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならぬ。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金（新規）に処する。

1 第15条の7第3項の規定に違反した者

2 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

1 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者。

2 第20条第2項の規定に違反した者。

3 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、防げ、若しく忌避した者。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第2条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第13条第1項又は第2項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の3分の1以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成22年3月31日までの間、附則第2項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

参考資料

改正

昭和37年9月19日条例第13号

平成12年3月29日条例第1号

平成16年12月21日条例第26号

平成17年9月9日条例第12号

平成24年9月27日条例第16号

令和5年3月29日条例第5号

令和6年3月27日条例第7号

森町防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、森町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 森町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 静岡県の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 静岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 袋井市森町広域行政組合の消防吏員その他の職員のうちから町長が任命する者
- (6) 消防団長

(7) 町の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第26号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の公布の日以後に任命される改正後の森町防災会議条例第3条第5項第7号及び第8号の委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（令和5年3月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月27日条例第7号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

森町防災会議委員名簿

R6.4.1～R8.3.31

No.	防災会議役職名	機関名及び職名	備考
	会長	森町長	第3条2項
1	委員	静岡県西部地域局 西部危機管理監	第3条5項1号
2	委員	静岡県袋井土木事務所 所長	第3条5項1号
3	委員	静岡県中遠農林事務所 所長	第3条5項1号
4	委員	静岡県西部健康福祉センター 所長	第3条5項1号
5	委員	静岡県袋井警察署 署長	第3条5項2号
6	委員 (会長職務代理)	森町 副町長	第3条5項3号 第3条4項
7	委員	森町 教育長	第3条5項4号
8	委員	袋井消防署 森分署長	第3条5項5号
9	委員	森町消防団 団長	第3条5項6号
10	委員	中部電力パワーグリッド株式会社掛川営業所 所長	第3条5項7号
11	委員	森町 総務課長	第3条5項3号
12	委員	森町 建設課長	第3条5項3号
13	委員	森町 産業課長	第3条5項3号
14	委員	森町 福祉課長	第3条5項3号
15	委員	森町 健康こども課長	第3条5項3号
16	委員	森町 定住推進課長	第3条5項3号
17	委員	森町 財政課長	第3条5項3号
18	委員	森町 上下水道課長	第3条5項3号
19	委員	森町町内会長連絡協議会 代表	第3条5項8号
20	委員	女性代表 (森町エコグループ 会長)	第3条5項8号

太田川水系 太田川・原野谷川氾濫注意情報

太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報第〇
洪 水 警 報
〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
静岡県袋井土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

太田川水系 太田川・原野谷川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達し、
今後水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、
「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みで
す。洪水に関する情報に注意して下さい。

〇〇川の△△△水位観測所（△△市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、
「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みで
す。洪水に関する情報に注意して下さい。

□□川の□□□水位観測所（□□市□□）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、
「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みで
す。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
太田川・原野谷川	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

太田川水系 太田川・原野谷川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
新貝 水位観測所 (磐田市)	00日00時00分の状況	XXX. X ↑				
	00日01時00分の予測	XXX. X				
	00日02時00分の予測	XXX. X				
	00日03時00分の予測	XXX. X				
天方 水位観測所 (周智郡森町)	00日00時00分の状況	XXX. X ↓				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
山名 水位観測所 (袋井市)	00日00時00分の状況	XX. X ↑				
	00日01時00分の予測	XX. X				
	00日02時00分の予測	XX. X				
	00日03時00分の予測	XX. X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	新貝水位観測所	天方水位観測所	山名水位観測所
	磐田市	周智郡森町	袋井市
<u>レベル4</u> 氾濫危険水位*	4.60	2.80	7.00
<u>レベル3</u> 避難判断水位*	4.30	2.40	6.50
<u>レベル2</u> 氾濫注意水位	3.50	1.90	5.70
<u>レベル1</u> 水防団待機水位	3.00	1.40	5.00
<u>受け持ち区間</u>	太田川	太田川	原野谷川
	左岸 右岸 敷地川合流点から 太田川河口まで	左岸 右岸 三倉川合流点から 敷地川合流点まで	左岸 右岸 逆川合流点から 太田川合流点まで
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	静岡県〇〇市〇〇地区	静岡県〇〇市〇〇地区	静岡県〇〇市〇〇地区

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

サイボスレーダー [®] 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://sipos.pref.shizuoka.jp http://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：静岡県袋井土木事務所 維持管理課 電話：0538-42-3217

気象関係：気象庁 静岡 地方気象台 電話：054-286-3411

太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報様式

太田川水系 太田川・原野谷川氾濫警戒情報

太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報第〇
洪 水 警 報
〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
静岡県袋井土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

太田川水系 太田川・原野谷川では、氾濫危険水位（レベル4）に到達する見込み

(主 文)

太田川水系 太田川・原野谷川の〇〇〇水位観測所（〇〇市）では、〇〇日〇〇時頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

太田川水系 太田川・原野谷川の△△△水位観測所（△△市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

太田川水系 太田川・原野谷川の□□□水位観測所（□□市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
太田川・原野谷川	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

太田川水系 太田川・原野谷川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	汜濫 危険	
新貝 水位観測所 (磐田市)	00日00時00分の状況	XXX. X↑				
	00日01時00分の予測	XXX. X				
	00日02時00分の予測	XXX. X				
	00日03時00分の予測	XXX. X				
天方 水位観測所 (周智郡森町)	00日00時00分の状況	XXX. X↑				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
山名 水位観測所 (袋井市)	00日00時00分の状況	XX. X↑				
	00日01時00分の予測	XX. X				
	00日02時00分の予測	XX. X				
	00日03時00分の予測	XX. X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	新貝水位観測所 磐田市	天方水位観測所 周智郡森町	山名水位観測所 袋井市
レベル4 氾濫危険水位※	4.60	2.80	7.00
レベル3 避難判断水位※	4.30	2.40	6.50
レベル2 氾濫注意水位	3.50	1.90	5.70
レベル1 水防団待機水位	3.00	1.40	5.00
受け持ち区間	太田川 左岸 右岸 敷地川合流点から 太田川河口まで	太田川 左岸 右岸 三倉川合流点から 敷地川合流点まで	原野谷川 左岸 右岸 逆川合流点から 太田川合流点まで
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	静岡県〇〇市〇〇地区	静岡県〇〇市〇〇地区	静岡県〇〇市〇〇地区

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間に内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://sipos.pref.shizuoka.jp http://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：静岡県袋井土木事務所 維持管理課 電話：0538-42-3217

気象関係：気象庁 静岡 地方気象台 電話：054-286-3411

太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報様式

太田川水系 太田川・原野谷川氾濫危険情報

太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報第〇
洪 水 警 報
〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
静岡県袋井土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

太田川水系 太田川・原野谷川では、氾濫危険水位（レベル4）に到達し、氾濫のおそれあり

(主 文)

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

〇〇川の△△△水位観測所（△△市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

〇〇川の□□□水位観測所（□□市□□）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
太田川・原野谷川	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

太田川水系 太田川・原野谷川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)	状況				
新貝 水位観測所 (磐田市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X↑				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XXX.X				
天方 水位観測所 (周智郡森町)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X↑				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
山名 水位観測所 (袋井市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XX.X↑				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XX.X				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XX.X				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XX.X				

太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報様式

太田川水系 太田川・原野谷川氾濫発生情報

太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報第〇
洪 水 警 報
〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
静岡県袋井土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

太田川水系 太田川・原野谷川では、(堤防決壊による)氾濫が発生(レベル5)

(主 文)

〇〇川では、●●市●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。
(レベル5)

直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△市△△	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
□□市□□	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
太田川・原野谷川	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

太田川水系 太田川・原野谷川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
新貝 水位観測所 (磐田市)	00日00時00分の状況	XXX. X↑				
	00日01時00分の予測	XXX. X				
	00日02時00分の予測	XXX. X				
	00日03時00分の予測	XXX. X				
天方 水位観測所 (周智郡森町)	00日00時00分の状況	XXX. X↑				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
山名 水位観測所 (袋井市)	00日00時00分の状況	XX. X↑				
	00日01時00分の予測	XX. X				
	00日02時00分の予測	XX. X				
	00日03時00分の予測	XX. X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

水防警報発報受報用紙

川 水防警報第 号 準備 出動 情報 解除
年 月 日 時 分
富士 島田 土木事務所
静岡県 袋井
浜松

符号	順序	本 文
イ		時現在____の水位は____m____cmで{氾濫注意(警戒)}水位{に達し}準備出動を越えて
ロ		時現在____の水位は____m____cmで
ハ		{引続き}急激に {- - }{刻々}上昇中である。 かんまんに
ニ		これが最高水位と{考えられる}なった
ホ		また {なお}上流____の水位は____m____cm同様に 流量は____m ³ /sで{急激に}上昇中である。 -- 刻々 かんまんに
ヘ		大風雨情報 地方気象台発表の{強風}{暴雨}{風量}によれば今後なお 上流山間部 川流域 {県地方}に____mmの{大雨}が予想される。 部
ト		減水中である。
チ		また {なお}{- - }____の{流域は____時に____m____cm}水位は____時に____m____cm -- 次第に {を最高として}順調に{減水している} に下り{かんまんに}減水中である

通報機関名

発信者							
発信時刻	時分						
受信者							

符号	順序	本 文
リ		市 [町]地先では[漏水があるため 村]{決壊が予想される} 堤防法面が急激な水当たり 変化のため 激しい漏水のため いぜんとして 溢水の恐れがあり 危険である
ヌ		河川の水位は一旦{減水するも}再び{増水することが考えられる} 減水しつつあったが 上昇し始めた
ル		水防の準備に入り まだしばらく 引き続き 本地区{の}では{なお} 十分警戒 今後の情報に注意し 水防作業を開始 警戒
ヲ		本地区の水防警報を解除する。
ワ		(イ～ヲ以外の補足事項)

水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	事務所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位
潤井川	潤井川橋	富士	m 1.80	m 2.30	m
瀬戸川	幹川	勝草橋	島田	1.50	2.00
		入江橋	"	1.80	2.50
	支川	横内橋	"	1.80	2.50
	(朝比奈川)				2.80
河川名	観測所名	事務所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位
太田川	幹川	天方	m 1.40	m 1.90	m 2.40
	支川	新貝	"	3.00	3.50
都田川	(原野谷川)	山名	"	5.00	5.70
	支川	吉岡橋	"	2.70	3.20
(井伊谷川)	幹川	落合橋	浜松	2.50	2.70
	支川	坂田橋	"	0.90	1.90
					2.40

水防警報発報受報用紙（津波）

水防警報（河川）

種類	出動・解除	
発表河川		第_____号
日時	年月日時分 静岡県 ○○土木事務所発表	
番号	発表内容	
1	○○年○月○日○時○分に大津波警報・津波警報が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。	
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。	
	各地域の実績や立地条件を踏まえ、 <u>退避必要時間の確保を最優先</u> の上出動し、水防団員の安全を確保しつつ、避難誘導等の水防活動を実施してください。	
2	○○湾に発表されていた津波警報（大津波・津波）は、○○年○月○日○時○分に解除されました。	
	巡視等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。	

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

県管理氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報発表様式

県管理河川氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報発表用紙

○○川 気象危険水位（洪水特別警戒水位）情報

○○年○○月○○日
○○時○○分 発表
○○土木事務所

【主文】

○○水系○○川は、○○日○○時○○分に、○○市○○の○○水位観測所で、市町長の避難勧告等の発令判断の目安である、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）○. ○mに達しました。○○水位観測所では○時～○時の1時間に約○m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】

○○水位観測所（受け持ち区間：■■市※※地区～□□町◎◎地区）

気象危険水位（洪水特別警戒水位）	m
避難判断水位	m
気象注意水位（警戒水位）	m

* その他、本川（観測所）の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先

静岡県○○土木事務所
TEL：○○○-○○○-○○○○
FAX：○○○-○○○-○○○○

雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。

静岡県土木総合防災情報「サイボスレーダー」

<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

水防管理団体水防活動実施報告書

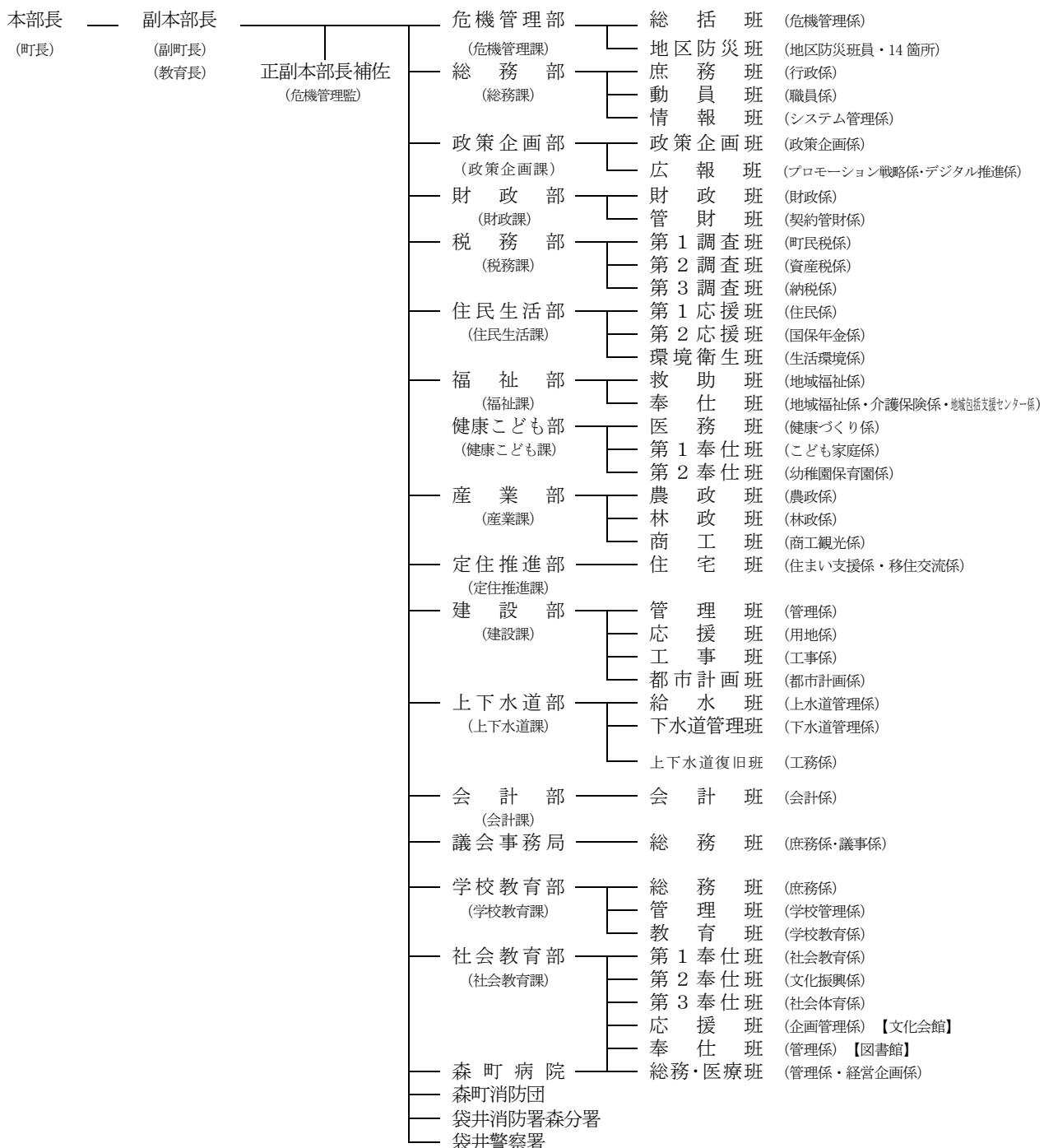
年 月 日

水防管理団体名 _____ 作成責任者 _____

出水の要概	川 警戒水位 雨量 m mm													
水防実施箇所	川 左右 岸 地先 m													
日 時	自 月 日 時 時							所要経費	人		管理団体	県支給分	その他	計
	至 月 日								手当て	円	円	円	円	
出動人員	水防団員 人	消防団員 人	その他 人	合計 人					その他					
									計					
水防作業の概要及び工法	工法 箇所 m								資材費					
									器材費					
									雑費					
									計					
									公用負担					
									合計					
水防の結果	堤防 m	田畠 m ²	畠 m ³	家戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他	かます、俵	枚	枚	枚	枚	
								万年、土俵	枚	枚	枚	枚		
								なわ	Kg	Kg	Kg	Kg		
								丸太	枚	枚	枚	枚		
								その他の						
								県の応援状況						
水防団員 消防団員の 出動状況								立ち退き 状況及び それを指示 した事由						
その他の 出動状況								水防関係者 の死傷						
居住者の 出動状況								水防功労者 の氏名 年齢 及び功績	労名 所属					
雨量水位の状況														
公用負担内 容								水防活動に 関する 反省点						
他団体の応援状況														
警察官の応援状況								備考						

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 沼澤箇所図(1/5000 以上)を添付し、沼澤区域及び実施箇所を明示すること。
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び沼澤箇所図(1/5000 以上)を添付して、水防区長(土木事務所長)に3部に提出すること。
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

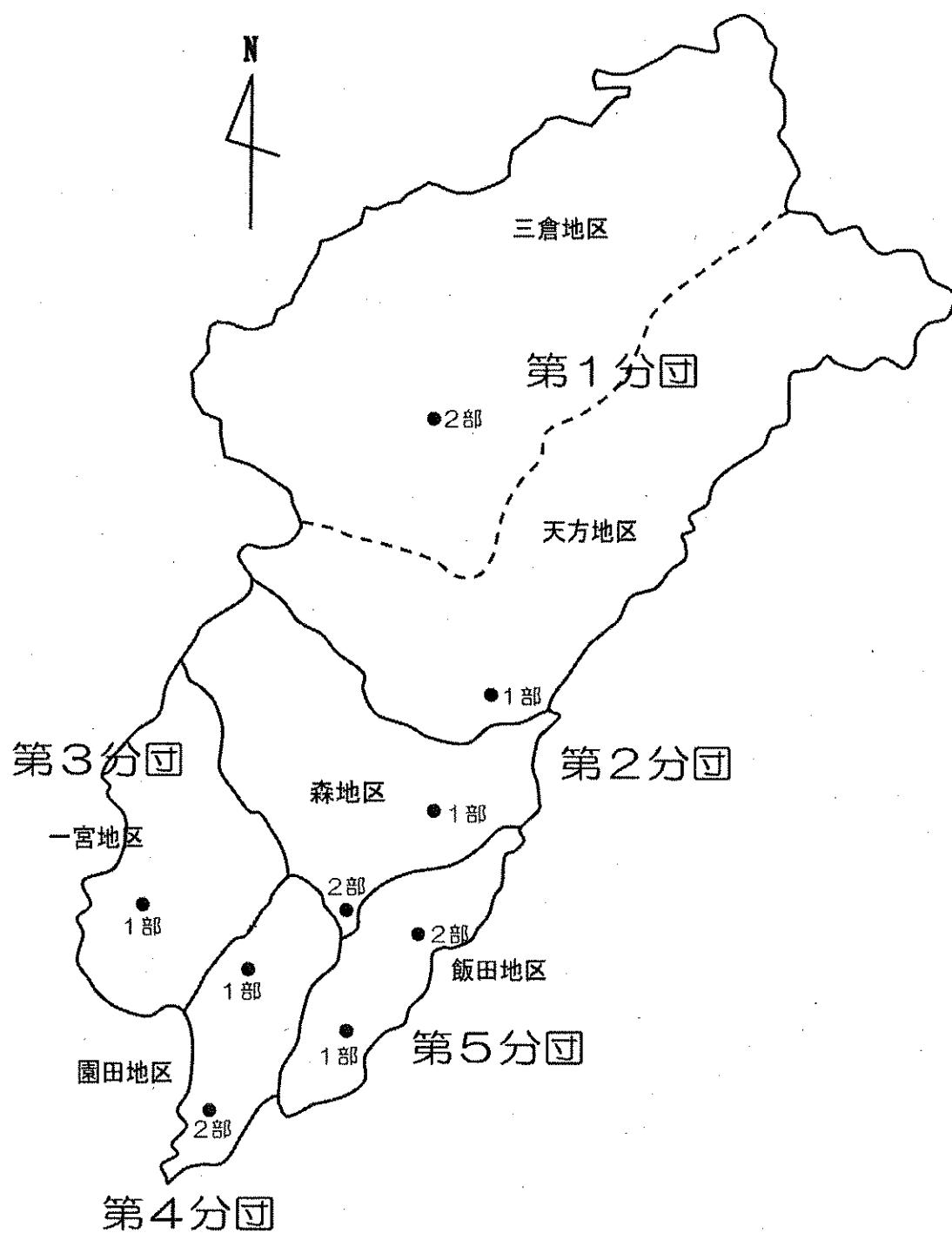
災害対策本部及び非常配備編成



森町消防団の位置、配置人数及び管轄区域

名 称		位 置	配置人数	管 轄 区 域
本 部		森町森2101-1	18 名	森町全域
分 団 本 部		各分団 1 部	16 名	各分団管轄区域（正副分団長）
第 1 分 団	1 部	大 鳥 居	28 名	大鳥居、問詰、葛布、黒石、西俣、鍛冶島、亀久保、嵯塚
	2 部	三 倉	8 名	黒田、三倉、中村、大府川、中野、上野平、木根、大河内、乙丸、大久保、田能
第 2 分 団	1 部	新 町	46 名	城下、赤松、川向、本丁、開運町、川久保、新町、仲横町、明治町、向天方上、向天方下
	2 部	南 町	37 名	本町、川原町、下宿、南町、栄町上、栄町中、西幸町、大門、雇用促進住宅、大上、薄場、橘
第 3 分 団	1 部	片瀬・宮代東	33 名	片瀬、赤根、米倉、大久保、宮代西、宮代東、谷崎
第 4 分 団	1 部	谷 中	26 名	草ヶ谷、円田、谷中
	2 部	牛 飼	18 名	中川上、中川下、牛飼
第 5 分 団	1 部	上 飯 田	33 名	市場、下飯田、中飯田、上飯田、西組、東組、城北、若宮
	2 部	南 戸 綿	14 名	梶ヶ谷、鴨谷、福田地、戸綿、北戸綿、南戸綿、むつみ台
機能別分団		森町森2101-1	19 名	森町全域（分団サポート班、ラッパ班、広報班）
計			296 名	定数393名

森町消防団管轄区域図



森町内主要施設及び関係機関等一覧表

N.O. 1

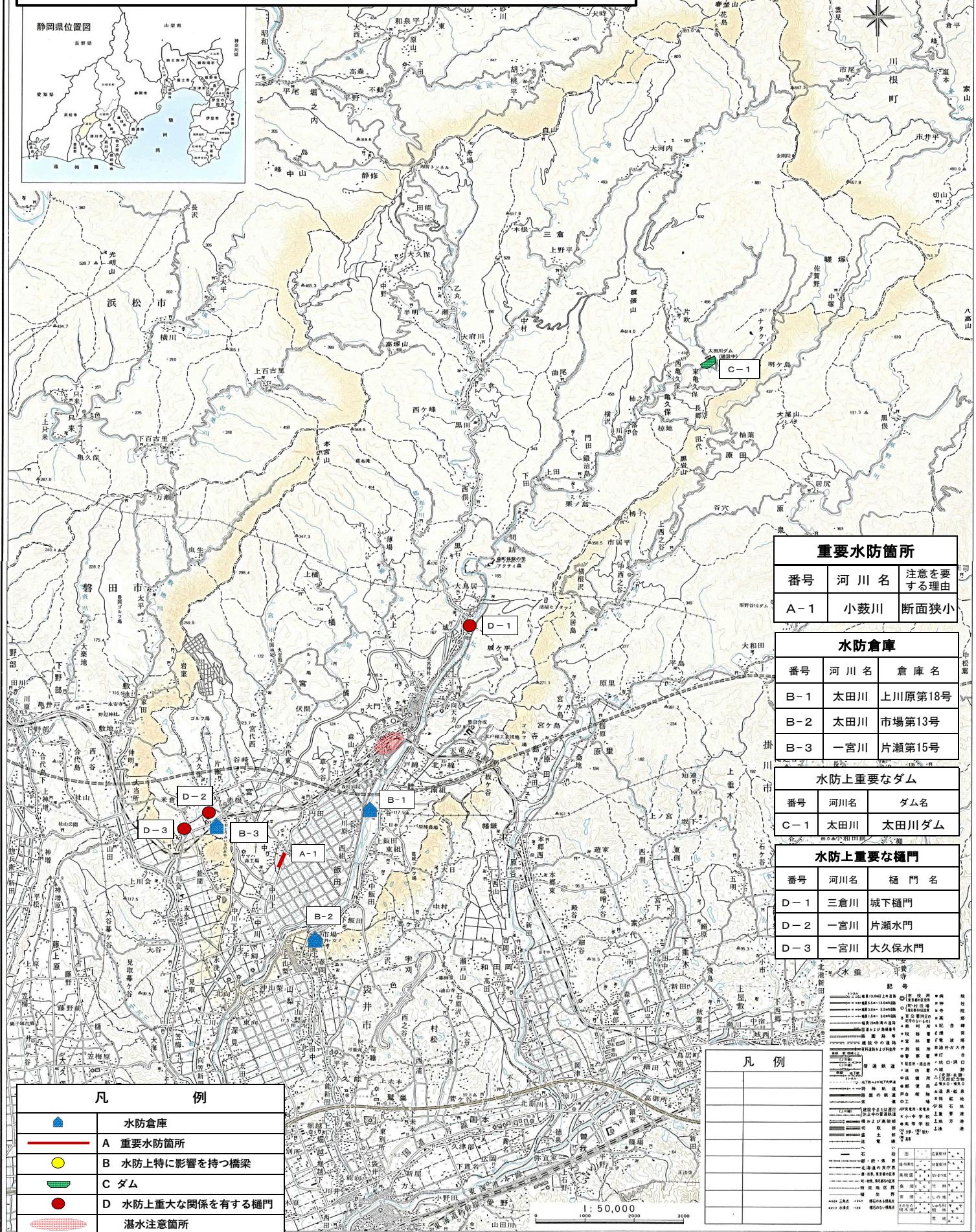
機 関 名	所 在 地	局番	番 号
森 町 役 場	森 町 森2101-1	0538	85-2111
森 町 保 健 福 祉 センター	〃 森50-1	0538	85-1800
森 町 文 化 会 館	〃 森1485	0538	85-1111
森 町 立 図 書 館	〃 森1485	0538	85-1113
森 町 総 合 体 育 館	〃 森92-8	0538	85-4191
町 営 グ ラ ン ド	〃 瞳実1639	0538	85-4104
森 町 病 院	〃 草ヶ谷391-1	0538	85-2181
歴 史 民 俗 資 料 館	〃 森2144	0538	85-0108
三 倉 総 合 センター	〃 三倉827-1	0538	86-0211
天 方 生 活 改 善 センター	〃 大鳥居96-2	0538	85-0148
一 宮 総 合 センター	〃 一宮1845-10	0538	89-7730
園 田 総 合 センター	〃 谷中513-1	0538	85-0143
飯 田 総 合 センター	〃 飯田4040-28	0538	85-7557
天 方 幼 稚 園	〃 大鳥居73	0538	85-2280
森 幼 稚 園	〃 森2320	0538	85-3056
一 宮 幼 稚 園	〃 一宮1845-2	0538	89-7210
園 田 幼 稚 園	〃 谷中513-6	0538	85-2780
飯 田 幼 稚 園	〃 飯田4058-1	0538	85-2897
森 小 学 校	〃 森125	0538	85-2134
宮 園 小 学 校	〃 谷中650	0538	85-3766
飯 田 小 学 校	〃 飯田3310-1	0538	85-2931
森 中 学 校	〃 天宮888-1	0538	85-3124
旭 が 丘 中 学 校	〃 谷中556	0538	85-4101
県 立 遠 江 総 合 高 等 学 校	〃 森2085	0538	85-6000

森町内主要施設及び関係機関等一覧表

N.O. 2

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
袋井消防署森分署	森町 森48-2	0538	85-0119
袋井警察署森分庁舎	〃 森1524-2	0538	85-0110
天方警察官駐在所	〃 大鳥居25-1	0538	85-0517
一宮警察官駐在所	〃 一宮1239-3	0538	89-7004
消防団第1分団	〃 大鳥居501-2	0538	85-1661
消防団第2分団	〃 森1524-1	—	—
消防団第3分団	〃 一宮1254-9	0538	89-7163
消防団第4分団	〃 谷中513-9	0538	85-1664
消防団第5分団	〃 飯田3179-3	0538	85-1665
森町拠点防災倉庫	〃 森1524-1	—	—
遠州中央農業協同組合森支店	〃 森1660	0538	85-3030
秋葉バスサービス(株)	〃 森2368-1	0538	85-2141

令和7年度 森町水防倉庫及び重要水防箇所等位置図



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を使用したものである。(承認番号 平18御承 第5年)」